

令和2年泉北水道企業団議会第1回臨時会会議録

令和2年7月16日（木）午前10時 泉北水道企業団議会第1回臨時会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 村岡均	2番 中村与志子
3番 高橋登	5番 堀口陽一
6番 田立恵子	7番 スペル・デルフィン
8番 早乙女実	9番 遠藤隆志
10番 飯阪光典	11番 友田博文
12番 木戸晃	13番 山敷恵
14番 印丸裕久	15番 寺島誠
16番 森博英	

1. 欠席議員は次のとおりである。

なし

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4	議会議案第1号 議会議長の辞職許可について
日程第5	選挙第1号 議会議長選挙について
日程第6	議会議案第2号 議会副議長の辞職許可について
日程第7	議会議案第3号 議会常任委員会正・副委員長の辞職許可について
日程第8	選挙第2号 議会副議長選挙について
日程第9	議会議案第4号 議会常任委員会委員並びに正・副委員長の選任について
日程第10	議案第3号 監査委員の辞職許可について
日程第11	議案第4号 監査委員の選任について
日程第12	監査報告第4号 例月出納検査の結果について（12月分）
日程第13	監査報告第5号 例月出納検査の結果について（1月分）
日程第14	監査報告第6号 例月出納検査の結果について（2月分）
日程第15	監査報告第7号 例月出納検査の結果について（3月分）
日程第16	監査報告第8号 例月出納検査の結果について（4月分）

1. 地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企 業 長	辻 宏康	副 企 業 長	南出 賢一
副 企 業 長	阪口 伸六	監 査 委 員	原口 裕見
和泉市上下水道部長	森下 幸彦	泉大津市都市政策部長	藤原 一樹
高石市土木部長	藤原 通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	高藤 易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久
泉北水道企業団 水道事業所次長	中川 尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田 佳彦
泉北水道企業団 庶務課長	近藤 康博	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口 忠賜
泉北水道企業団 庶務課長補佐 兼庶務係長	岩田 伴江		

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久	泉北水道企業団 水道事業所次長	中川 尚
--------------------	-------	--------------------	------

令和2年7月16日（木）午前10時開会

○議長（高橋登君） おはようございます。

長らくお待たせをいたしました。

本日、公私何かとお忙しいところ、早朝より本会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、事務局より本日の出席議員について報告をさせます。

○次長（山口 和久君） 次長の山口でございます。御報告申し上げます。

出席議員は全員出席の15名でございます。以上でございます。

○議長（高橋登君） ただいま報告のとおり出席議員数15名をもちまして、会議が成立をいたしておりますので、これより令和2年泉北水道企業団議会第1回臨時会を開会をいたします。

会議に先立ちまして、企業長より開会にあたりましての挨拶の申し出がございますので、これを許可することといたします。

○企業長（辻 宏康君） 皆さま、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和2年泉北水道企業団議会第1回臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は当企業団の運営につきまして、御支援御協力をいただき、心から深く感謝を申し上げます。

さて、本日、臨時会をお願い申し上げましたのは、今回、泉大津市並びに高石市におきまして、役員改選が行われたことに伴い、新たに派遣議員の通知を頂き、当企業団議会役員改選の必要が生じたためでございます。

お迎えすることになりました両市の議員の皆様方につきまして、心から御歓迎を申し上げます。

なお本会議に御提案申し上げます諸議案につきましては、当企業団議会役員改選と監査委員の選任の件、並びに例月出納検査の結果報告についてでございます。何とぞ、慎重御審議をいただきまして、御決定を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋登君） 辻企業長の挨拶が終わりました。

それでは、これより会議に入らせていただきますが、会場につきましては少し密な状態になっておりますので、ソーシャルディスタンスに充分御配慮をいただきながら、御発言等々お願いをしたいというふうに思います。

本日の議事日程でございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をい

ただいております、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋登君） 異議なしと認め、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、議席の指定をいたしたいと存じますが、今回、新たに泉大津市並びに高石市から派遣をされました方々がおられますので、ここで簡単に全員の自己紹介をお願いをしたいと思います。

(全員自己紹介をする)

○議長（高橋登君） 自己紹介が終わりました。

それでは、日程第1議席の指定についてでございますが従来からの慣例によりまして、私から指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋登君） 異議なしと認め、私より御指名申し上げます。

1番、村岡均議員、2番、中村与志子議員、3番、高橋登議員、5番、堀口陽一議員、6番、田立恵子議員、12番、木戸晃議員、13番、山敷恵議員、14番、印丸裕久議員、15番、寺島誠議員、16番、森博英議員、以上のおりと定めさせていただきます。

次に、日程第2会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第102条の規定により、本日の会議録署名議員を私より指名をいたします。

14番、印丸裕久議員、15番、寺島誠議員、それぞれ御兩名をお願いをしたいと思います。

続きまして、日程第3会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期につきましては、本日1日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋登君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期につきましては、本日1日と定めることに決定をいたしました。

次に、日程第4に入ります。本件は、私、高橋の一身上の問題でございますので、これより議長職を副議長と交代をさせていただきたいと存じます。

(副議長と交代する)

○副議長（スペル・デルフィン君） それでは、日程第4議会議案第1号議会議長の辞職許可についてを議題といたします。

本件につきましては、議会議長の高橋登議員より辞職願いが提出されたことによるものでございます。ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、高橋登議員の除斥を求めることにいたします。

（高橋議員除斥する）

○副議長（スペル・デルフィン君） お諮りいたします。高橋登議員の議会議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（スペル・デルフィン君） 異議なしと認め、高橋登議員の議会議長の辞職をここに許可することに決定いたしました。高橋登議員の除斥を解きます。

（高橋議員復席する）

○副議長（スペル・デルフィン君） それではここで、高橋登議員より退任にあたりましての御挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○3番（高橋 登議員） 退任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。在任中につきましては、当企業団の用水供給事業の存廃問題を含めてですね激しい議論もあったわけでありましてけれども、皆様方の一方ならぬ御支援もいただきまして、無事に大過なく職責を全うすることができました。心より厚く御礼を申し上げたいと思います。今後は一泉北水道企業団議会議員としてこの職責を全うしていく所存でございますので、相変わりがせず御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、退任にあたりましての御挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（スペル・デルフィン君） 挨拶が終わりました。高橋登議員には我々の代表者といたしまして議長の要職を円満かつ民主的に運営されたことに議会を代表いたしまして、心からお礼申し上げます。

次に日程第5選挙第1号議会議長選挙についてを議題といたします。本件は、議会議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいと存じます。つきまして、従来からの慣例によりまして地方自治法第118条第2項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（スペル・デルフィン君） 異議なしと認め、私より御指名申し上げます。

11番、友田博文議員を指名いたします。お諮りいたします。友田博文議員を議会議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（スペル・デルフィン君） 異議なしと認め、ただいま御指名いたしました、友田博文議員が議会議長に当選されました。

友田博文議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議会議長に当選されました、友田博文議員より、就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○議長（友田博文君） 皆様おはようございます。ただいま本企業団の議会議長に満場一致で御推挙いただきました和泉市の友田博文でございます。誠にありがとうございます。何分、浅学非才の私でございますが、皆様方の御支援、御協力をいただき、職務を全ういたしまして、円滑なる議会運営に全力を尽くす所存でございますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど高橋前議長からもありましたけれども、新型コロナウイルスが、大阪でも昨日61人という、大変多く出てきております。この場も、大変密やと言うておりましたけれども、そんな関係もありまして、できるだけ御配慮のほうお願いをいたします。

甚だ簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○副議長（スペル・デルフィン君） 議長の挨拶が終わりました。以上で私の職務は終わりです。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げます、議長と交代させていただきます。どうもありがとうございました。

（副議長と議長交代する）

○議長（友田博文君） それでは引き続き議案審議に入ります。日程第6議会議案第2号議会議長の辞職許可についてを議題といたします。

本件につきましては議会議長のスペル・デルフィン議員より辞職願いが提出されたことによるものでございます。ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、スペル・デルフィン議員の除斥を求めることにいたします。

（スペル・デルフィン議員除斥する）

○議長（友田博文君） お諮りいたします。スペル・デルフィン議員の議会副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 御異議なしと認め、スペル・デルフィン議員の議会副議長の辞職をここに許可することに決定いたしました。スペル・デルフィン議員の除斥を解きます。

（スペル・デルフィン議員復席する）

○議長（友田博文君） それでは、ここでスペル・デルフィン議員より退任にあたりましての挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○7番（スペル・デルフィン君） 退任にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。副議長在任中は、皆様方におかれまして格段の御支援、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。今後は、これらの経験を生かし一議員として職務に励んでまいるのでございますので、今後とも皆様方の御支援御協力をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、退任にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（友田博文君） 挨拶が終わりました。

スペル・デルフィン議員には、議長の補佐役として、その卓越した手腕を發揮され議会運営に努力されましたことに心から御礼申し上げます。

次に日程第7議会議案第3号議会常任委員会正・副委員長の辞職許可についてを議題といたします。

本件につきましては、総務委員会委員長の村岡均議員、水利開発委員会委員長の遠藤隆志議員、同副委員長の木戸晃議員より辞職願いが提出されておりますので、議会委員会条例第7条の規定により議会の許可を求めるものでございます。

それではここで、地方自治法第117条の規定によりまして、村岡均議員、遠藤隆志議員、木戸晃議員の除斥を求めることにいたします。

（村岡議員、遠藤議員、木戸議員 除斥する。）

○議長（友田博文君） お諮りいたします。総務委員会委員長の村岡均議員、水利開発委員会委員長の遠藤隆志議員、同副委員長の木戸晃議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認めます。

よって、総務委員会委員長の村岡均議員、水利開発委員会委員長の遠藤隆志議員、同副委員長の木戸晃議員の辞職を許可することに決定いたしました。村岡均議員、遠藤隆志議員、木戸晃議員の除斥を解きます。

（村岡議員、遠藤議員、木戸議員、復席する）

○議長（友田博文君） 引き続きまして、日程第8選挙第2号議会副議長選挙についてを議題といたします。

本件は議会副議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいと存じます。つきましては、従来からの慣例によりまして、地方自治法第118条第2項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認め、私より御指名いたします。

12番、木戸晃議員を指名いたします。お諮りいたします。木戸晃議員を議会副議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認め、ただいま御指名いたしました、木戸晃議員が議会副議長に当選されました。

木戸晃議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。それでは、議会副議長に当選されました、木戸晃議員から就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○副議長（木戸晃君） 木戸晃でございます。ただいま、議会副議長選挙におきまして、満場一致で私を御推挙いただき誠に光栄に存ずる次第でございます。何分にも微力ではございますが、議長を補佐いたしまして職務に努力してまいる所存でございますので、皆様方の御指導御鞭撻のほど、お願いいたしまして簡単措辞ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（友田博文君） 副議長の挨拶が終わりました。

それでは引き続き議案審議に入ります。日程第9議会議案第4号議会常任委員会委員並びに正・副委員長の選任についてを議題といたします。本件につきましては、あらかじめ御内意をいただいておりますので、私より御指名申し上げたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認め、私より御指名いたします。

総務委員会委員には1番、村岡均議員、2番、中村与志子議員、6番、田立恵子議員、8番、早乙女実議員、9番、遠藤隆志議員、11番、私、友田博文、12番、木戸晃議員、15番、寺島誠議員

水利開発委員会委員には、3番、高橋登議員、5番、堀口陽一議員、7番、スペル・デルフィン議員、10番、飯阪光典議員、13番、山敷 恵議員、14番、印丸裕久議員、16番、森博英議員

総務委員会委員長には、8番、早乙女 実議員、同副委員長には2番、中村与志子議員、水利開発委員会委員長には16番、森博英議員、同副委員長には3番、高橋登議員、以上のおり選任することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認め、ただいま御指名申し上げましたとおり、それぞれ選任されました。

次に、日程第10議案第3号監査委員の辞職許可について議題といたします。

本件については、監査委員の森博英議員より辞職願いが提出されたことにより地方公営企業法第39条の2第5項及び当企業団規約第10条第2項の規定により、議会の許可を求めるものでございます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、森博英議員の除斥を求めます。

（森議員除斥する。）

○議長（友田博文君） お諮りいたします。

森博英議員の監査委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認めます。よって、森博英議員の監査委員の辞職を許可することに決定いたしました。

森博英議員の除斥を解きます。

（森議員復席する）

○議長（友田博文君） 次に日程第11議案第4号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について理事者より提案説明願います。

○企業長（辻 宏康君） ただいま、御上程いただきました議案第4号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当企業団の監査委員をお願いいたしておりました、森博英議員が今回辞職されましたので、議会選出の監査委員として、村岡均議員を選任いたしたい

と存じます。

村岡均議員は、泉大津市議会議長を歴任され、知識経験とも豊富な方でございます。

また、人格識見にもすぐれ当企業団監査委員として最適任者であると存じますので、地方公営企業法第39条の2第5項及び当企業団規約第10条第2項の規定によりまして、議会の御同意を賜りたく、ここに御提案申し上げさせていただきます次第でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（友田博文君） 提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により 村岡均議員の除斥を求めることにいたします。

（村岡議員除斥する）

○議長（友田博文君） お諮りいたします。本件につきましては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（友田博文君） 異議なしと認め、日程第11議案第4号監査委員の選任につきましては、原案どおり同意することに決定いたしました。村岡均議員の除斥を解きます。

（村岡議員復席する）

○議長（友田博文君） 申し合わせにより、議会運営委員も決まっておりますので、発表させていただきます。

1番、村岡均議員、8番、早乙女実議員、16番、森博英議員、以上の3名の方をお願いいたします。続きまして、日程第12監査報告第4号例月出納検査の結果についてより、日程第16監査報告第8号例月出納検査の結果についての5議案は、それぞれ関連がございますので一括議題とさせていただきます。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付申し上げておりますとおり、令和元年12月分から令和2年4月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておることと存じますので、何か御質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（友田博文君） ないようでございますので、本件については、これをもちまして終わらせていただきます。

以上をもちまして、すべての議案審議が終わりました。慎重御審議ありが

とうございました。
閉会にあたりまして

(議長、恐れ入ります、質問をお願いします。という声あり)

○議長(友田博文君) はい、どうぞ。

○13番(山敷恵君) 失礼いたします。

一般質問というわけではないのですが、ここで1つ質問をさせていただきたいと思います。

議会運営委員会の方でお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

ここに来ましてですね、先ほど高橋議員の方から議長の退任の御挨拶でもありましたように、泉北水道企業団解散に向けてということで大きな動きが各市で起こっているところでございます。それについて1問質問をさせていただきたいと思います。

まず前提としましてですね平成 25 年度から平成 27 年度までの3か年に渡ってコンサル委託して泉北水道企業団の在り方というものが検討をされたという事が報告をされております。

この成果物、コンサル委託した成果物の結論といたしましては現在の緩速ろ過の設備を更新して平成 37 年度まで使いましょうというものでございました。

正確に申し上げますと効果と課題のまとめという箇所がございまして、そこには府域一水道を実現するまでの間、3市の水道事業に与える経営面での効果を勘案すると、まずは4団体での統合案を目指すべき、整備パターンについては、信太山浄水場を短中期的に存続し整備コストを極力抑えられるA-2案これは25億円で構造物補強と設備更新をするという案でございしますが、これが望ましい、このことにより災害時対応力を維持できる。これが、この時点いわゆる平成 27 年度末の時点でのコンサルからの提案でございました。

そして、平成 27 年度末、平成 28 年 3 月時点ですね、企業団としての意志もこのようであったと私は認識をしているところでございます。

ただ、このコンサル文書に関して当時は一切議会の方に御説明がなかったものでございました。

しかし、この平成 28 年 3 月がこの意志だったのにもかかわらず、この同年平成 28 年 10 月付けで「大阪府広域的水道整備計画」というのが府においてまとめられて府議会で可決をされています。で、私たちに、この度の泉北水道企業団の解散という御説明があった折には、この「大阪府広域的水道整備計画」では、32年で廃止することになっているからなんだという御説明がございました。

この間に何があって、3月からこの10月までの間ですね、何があったのかということをお今日この場では確認をさせていただきたいと思っています。

先ほど来申し上げましたように大阪府議会は 10 月に、この計画が示され可決をされた。その手前の 8 月に計画案の同意についての文書を大阪府知事から各市町村長に出されて、同意しますというものが集まっていると、これは大阪府のほうに確認をしています。

ということは 8 月の段階で同意が取れているということだったかと思うんです。ということは 3 月から 8 月までに何があったのかということになるかと思えます。

そこで企業長にお尋ねしたいことがございます。平成 28 年に私が申し上げた 3 月から 8 月の間でございますが、大阪府に対して泉北水道企業団の廃止について 3 市の議会、関係団体の了解、もしくは内諾ということはあまりないと思うんですけれども、そのようなものを得ているという主旨で大阪府に御説明があったかのようなお話も伺っているんですけれども、そのような事実はあったのかどうかについてをこの場で 1 点確認をさせていただきたいと思えますので、企業長よろしくお願いいたします。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

整備計画の合意という話でございますが整備計画につきましては、大阪府と関係 3 市も含めて色々と協議を重ねてまいりました。結果として合意をしたという形になっております。以上でございます。

○13 番（山敷恵君） 山敷です、いいでしょうか発言。

質問にお答えをいただきたいんですけれども、その件に関しては了解しております。

整備計画が 42、大阪市を除くので 42 市町村の首長に合意を取ったことは了解しております。

ただ、その前段階として、私どもの企業団として、そのような整備計画についてですね、御了解を得ているんだと関係団体も含めて御了解をいただいているんだという御説明が企業団の企業長からですね、大阪府のほうになされたんだと、それに基づいて、この整備計画は立てられたんだというような御説明が大阪府のほうからあったということを知ったので、そのような御了解を得ているんだという御説明をですね、平成 28 年当時企業長、辻企業長でいらしたんで、ございましたかということの確認だけをしたい、そこをお答えいただきたいと思えます。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

泉北水道の廃止につきましては、平成 12 年に泉北水道企業団の現状と将来について検討を実施し平成 13 年に当時の構成 3 市の企業長及び副企業長によ

り平成 21 年に廃止という決定をされました。

その後泉北水道企業団の存続について大阪府にも要望し最終的に平成 18 年水道事業の広域化の体制作りを進めるという条件付きで施設の耐用年数からおよそ 10 年間の延長を認めていただき平成 32 年度には、廃止という方針が決まったものでございます。

また、28 年には水道法に基づき 42 市町村の同意及び大阪府議会の議決を得て作成された「大阪府広域的水道整備計画」において平成 32 年度で用水供給事業を廃止、統合は平成 32 年度以降の出来るだけ早い時期となっております。最終的に現在の企業長及び副企業長が「大阪府広域的水道整備計画」に沿った方向で平成 32 年度末、つまり令和 3 年 3 月に廃止ということを 31 年 2 月に決定いたしました。以上でございます。

○13 番（山敷恵君） それはわかっています。そのようなことをお尋ねしているのではありません。その件に関して見解が違うということはあるんですけど、その議論をする場は、この場ではないということは、わかまえておりますので、その件も申し上げているわけではございません。

泉北水道企業団の議員として企業長に御確認をさせていただきたいのは、もう何回も言っております 3 回目なんですけど平成 28 年の 10 月に、今御説明になった「大阪府広域的水道整備計画」ですかね、それが決まった。ここまでは了解してありますが、その手前の段階で今おっしゃった、それも御説明いただいた 8 月の段階で各市町村の長に了解を取られた、ここまでもわかっております。

その手前を、今お聞きしています。これはどこにも明らかになっていないので、お聞きをしてるところです。当時は辻企業長でいらっしゃいましたので、今、企業長でいらっしゃいます辻企業長に伺っておるんですが、何度も申し上げて恐縮ですが、その時点ですすね、泉北水道企業団の所属してる 3 市の議会と関係団体の御了解を得ているんだというような御説明をなさったのか、なさっていないのか、この 1 点を質問しておりますので、ぜひとも企業長お答えをお願いしたいと思います。

○副企業長（阪口伸六君） 私が答えますよ。私がなぜ答えるか、そのことをまず申し上げたいと思いますが、議員さん、よく先ほどの担当の答弁を聞いて下さいね。

平成 13 年、私が市長になる前です。まだ辻さんも南出さんも、もちろんなる前です。

私が市長になった平成 15 年 4 月にですすね、まあ私もびっくりしましたけども、当時知らなかった泉北水道企業団にも派遣議員出てませんでしたから。

茶谷、当時の泉北水道企業団企業長、泉大津市長さんと、そして副企業長の

寺田高石市長さん、そして稲田和泉市長さんのいわゆる三市長のもとですわ、先ほど申しあげました平成 13 年の時点で文書出しておられるんですわ、厚生労働省、当時の水道課長に。

いわゆる平成 21 年に泉北水道企業団を廃止するというのを各市長の公印を押して、そして廃止の決定をされてるわけです。

私は、市長になりまして、いろいろ茶谷さんが神谷さんに、稲田さんが井阪さんにかわる中ですね、この泉北水道企業団を何とか存続させたいということで奔走しました。そして先ほど担当の方から話があったようにですね、おおむね、この施設でですね、10 年間何とかもつかどうか、それで認めましょうと、ただし、ただし、条件付きですと、当然廃止ということを手で決定してますから、そういうふうな、いわゆる廃止に向けて広域的ないろいろ研究をすると、どういう体制でやるかということをやるということで 10 年と、それで先ほど言う平成 32 年そういうことを、いわゆるすでに流れが我々行政当局として何とかもちろん所管する大阪府、厚生労働省とそういう交渉しながらですね、そしてここへ来たわけです。当然、大阪府もいわゆる全体の整備計画これを作るにあたって泉北水道だけではだめだったら、泉大津さん、和泉さん、高石、あるいは、大阪府下 43 市町村全体ですね、まあそういう整備計画ですから、そういったものに我々、当然ヒアリングもあるけど、各市の水道部局の方から確認作業をした上で、この整備計画が作られてますから、これは、辻企業長さんが 8 月にどうだこうだ 10 月に決まる前に何かあったんかないのかということではありません。

泉北水道企業団としての方針はもう先ほど申しあげた平成 13 年に決まっているんです。その上で何とか延長ということで、ここまで引っ張って来た。

その上でいよいよ施設も老朽化してるので、もうこれ以上の延長は難しいということで今般、私ども 3 企業長のもとへ、こんなふうになるよと、議員諸兄また光明池さんも含めて関係諸団体にも色々お世話になったけども 1 つの役割を終えたんで、まあもちろんここの施設を 25 億はあくまで緩速ろ過の状態耐震するとかそういうこととして、まあそれでも 140 日くらい水が止まった時もありますから、この現状は決して変わらないわけです。それなのに 25 億あるいは高度処理まで入れると 70 億、これを市民の血税を使って、そしてさらにここに投資するべきなのか、あるいは恐らく高石で言うと 18%くらいしかできてませんが末端給水のいわゆる市民のための水道管の整備に、やはり力を入れるべきなのか我々としては総合的に考えて今回この泉北水道につきましていろいろ各先生方には、非常に御支援御協力いただいて、そのへんは感謝しておりますが、まあ役割は、私は終えたものだと思って、当然、企業長は、私は泉北環境をやってますから、辻企業長にかわりましたけども、その流れで現在に至ってますのでよろしくお願いを申し上げます。

(休憩を取ってくださいという声あり)

○議長（友田博文君） 暫時休憩します。

○議長（友田博文君） お待たせいたしました、会議を再開いたします。
それでは山敷議員、質問をお願いします。

○13 番（山敷恵君） ありがとうございます。改めてもう一度お尋ねをいたします。

最初からこれで4回目で同じことを申し上げるんですけども、平成28年の10月に大阪府の整備計画が出される前に企業長として大阪府に対して泉北水道企業団の廃止について、3市の議会、関係団体の御了解をいただいたというようなご説明を府に対してなさいましたか。

○企業長（辻宏康君） 企業長の辻でございます。府に対して3市の議会も同意、3市の議会以外に関係団体さっきもおっしゃられましたけど、同意を得られというような説明はしておりません。

○13 番（山敷恵君） してないということでしたけども、その理由についてもたぶんおっしゃられるのではないかと思うんですけども、それについてもお聞かせ下さい。先ほど、それはおっしゃっていたかと思えます。

○企業長（辻宏康君） 理由につきましては、まず泉北水道企業団の用水供給事業については32年で廃止ということが決定事項だと、先ほどの経過につきまして、今までの経過につきましては、先ほど阪口副企業長が申し上げたとおりなので。

そういう中ですべての情報は議員さんにも、各種団体にも共有しているという、私、判断しておりましたし、情報公開というか色々と報告も、広域化についての報告もさせていただきまして、4団体統合につきましての説明もさせていただいてると思いましたので、その点につきましては皆様方、情報の共有ができてるという中であえて、改めての報告はいたしませんでした。

○13 番（山敷恵君） 大きく認識が違うと思うんですけど、その件についての議論は、ここではいたしません。

今、企業長は広く決定事項として情報が共有されていたのであえて府のほうにそのようなことも説明はしていないということでしたかね。

それでよろしいですね。そういうことでございましたら、私は、先ほど申し

上げたように 25 年から 27 年までコンサル委託をされたという事実はございます。

その件に関して議会にも、御説明にならなかったということ、これも事実としてございます。

それと私がこの議会の中で、これは廃止を前提とした予算ですかということは何年度かの予算の際に質問した際にも廃止を前提とした予算ではないという御答弁をいただいているところですので、私といたしましては、そのような情報を共有していただいたという覚えはございませんし、たぶん、広く市民に、その事が共有されていたということは、私は、なかったという認識でございます。

ただ、今、企業長は、そのようにおっしゃっていたので、その認識との大きなそごがあるというふうに確認をいたしました。そして、間接的ではありませんけれども、大阪府のほうに御説明になったと、それは、それも誤りであったということの御答弁だったかと思えます。私自身は非常に遺憾に思っておりますけれども、今、ここで、そのように御答弁になったという事で確認をして終わっておきたいと思えます。

(議長、関連お認めください。という声あり。)

○議長(友田博文君) はい、どうぞ。

○3番(高橋登君) 3番、高橋登でございます。

先ほど、山敷議員の質問に対して、副企業長である阪口、高石市長がですね、平成13年ですか、13年に、もうすでにこの信太山浄水場の廃止については決まっておったんだと。3市の市長がそれに合意をして、それも厚生労働省のほうに提出をしている事案であるというお話があります。

これは確認をする必要がありますけれども、その文章も含めて我々は、泉北水道企業団にはそういう部分での御提示はなかったと、情報の開示はなかったという認識をしておるわけでありまして、平成13年の時点で、厚労省のほうに、この事案を出したという話が、この議会の中でも焦点になりまして、当時、私の記憶では、確か大野所長だったというふうに記憶をしておるんですけども、議論がなされました。

そのあと、大変議論をしたあとでですね、延長が、それぞれの各位の、関係者の御努力によって延長が決まったと。

過去2回の延長をしてきたんだという報告は聞いております。

すでに決定済みの話なんだということについては、これは手続き上の問題も、資料の公開の問題も含めて、大変由々しき問題だというふうに私は認識をしておりまして、ぜひ、この場で厚労省に3市の首長名で出された、要するに廃止の文書ですね、それを公開をまずしていただきたいというふうに思います。

これ、議長、お取り計らいをひとつよろしくお願いをしたい、すでにそれは決まったことだということについては、決まっておいたら当然こんな議論にはならないわけで、大阪府の了解も取る必要がないわけで、すでにそういう決まった議論を我々が長年、長時間、時間をかけてですね議論をしてきたということではないだろう、というふうに私は認識をしておるところでありますけれども、それはどういうふうな形で決定的な話なのか、ということについては、再度検証する必要があるだろうというふうに思いますので、とりあえずは先ほど申し上げました文書、出したという文書があるということなので、ぜひ、今現在、あるのであれば、その部分について、この場で、あるということでありますので、出していただきたいということで、議長、お取り計らいをひとつよろしくお願いをいたします。

(母市でやってもらえばいい、という声あり)

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

文書につきましては、検討させていただきたいと思います。

○3番（高橋登君） お取り計らいを諮っていただいたのは、議長のほうでお取り計らいをお願いをしたわけで、この議会ですから。

この泉北水道議会の議長をお願いをしているわけで、母市でどうのこうの、の話はやめてください。

ここで、この議長の責任で出していただきたいということを改めて要望をしておきます。

その中でですよ、その文章の中に期日が入っておったのかどうかも含めて、大変気になるところなんです、そういう部分ではね、だからそのことが、しっかりと提示を、情報を提示をしていただかないと議論にならないんですよ、そういう部分で、だから今持っているのであれば、資料はあとでも、文案はこういう文案になってます。ということを示しをいただけたら、今ここで議論できるんですけどね。

(後刻って言ってたじゃないですか。という声あり)

○議長（友田博文君） それでは高橋議員さん、その文書については、後刻報告するということが良いですね。

○3番（高橋登君） はい、それは議長のお取り計らいなので結構なんですけども、今、担当のほうで、その文章を持っておるということ、先ほど休憩中に、私聞きましたんでね、持っているのであれば、その内容を、今出していただけたらというお願いをしたんです。

それができない理由があるんだったら、それはできませんというふうに言ってください。

○議長（友田博文君） いろいろあるらしいから、出すって言うてるんですから。

○3番（高橋登君） いろいろあるのは結構ですけども、今、担当のほうから、持っておる、というふうに明言をいただいたので、あえて私がお取り計らいをお願いをしたわけで、それで

○議長（友田博文君） 出すにあたってはいろいろと手続きがあるらしいので、出しますと云ってるんだから

○3番（高橋登君） わかりました。

そういう形でお取り計らいをいただいたということで了解をしたいというふうに思いますけれども、そこの中の解説も含めて、解説も含めて、私はどういう内容になっておるのか、一切見てないし、古い議員さんも含めて、その文面については認識がないだろうというふうに思うんです。

少なくとも、この部分があって、今その文書が生きてるのか、無効になっておるのかということも含めて、解説も含めて経過をお願いをしたいということをお願いしておきたいというふうに思います。それで了解をいたします。

○議長（友田博文君） はい、わかりました。

ほかにございませんか。

以上をもちまして、すべての議案審議が終わりました。慎重御審議ありがとうございました。

閉会にあたりまして、企業長より挨拶の申し出がございますので、これを許可します。

○企業長（辻 宏康君） 本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、ただいまは、慎重な御審議の上、議長をはじめすべての役員を御決定下さいまして、重ねてお礼を申し上げます。

新しく就任されました役員の皆様方には心からお祝いを申し上げます。

最後に、暑さもこれから一段と厳しさを増してまいります。議員の皆様方には、どうか御自愛をいただきまして、ますます御健勝で、それぞれの母市の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○議長（友田博文君） 企業長の挨拶が終わりました。

以上で令和2年泉北水道企業団議会第1回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉

会

令和2年7月16日 午前11時10分 閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長 友 田 博 文

泉北水道企業団議会議員 卯 丸 裕 久

泉北水道企業団議会議員 寺 島 誠